

〈参考〉

緑 第 2449 号

平成17年3月16日

写

大阪府環境審議会

会長 南 努 様



大阪府知事 太田 房洋

男里川河口鳥獣保護区の指定について (諮問)

標記について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第9項において準用する第4条第3項の規定により、別紙指針案について貴審議会の意見を求める。

(説明)

男里川河口鳥獣保護区の指定について

男里川河口鳥獣保護区の指定につきましては、平成14年3月策定の第9次鳥獣保護事業計画において、平成17年度に設定する予定となつてある。

都道府県知事が鳥獣保護区を指定するときは、鳥獣の保護及び狩獵の適正化に関する法律第28条第2項の規定により鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針を定めている。

上記指針の策定に当たつては、同法第28条第9項において準用する第4条第3項の規定により、審議会その他の合議制の機関の意見を聽かなければならないとされているため、貴審議会の意見を求めるものです。

別 紙

# 男里川河口鳥獣保護区

保護に關する指針

(案)

平成 17 年 3 月

大阪府

1. 名称

男里川河口鳥獣保護区

2. 区域

府道堺阪南線の男里川橋から下流の河口部までの左右岸堤防で囲まれた区域並びに河口部から右岸最北端までの右岸外周線、同最北端と離岸堤東端を最短線で結ぶ線、同東端と左岸最北端を最短線で結ぶ線及び同最北端から河口部までの左岸外周線で囲まれた区域

3. 面積

約 25 ha

4. 存続期間

平成 17 年 11 月 1 日から平成 27 年 10 月 31 日

5. 鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

6. 鳥獣保護区の指定目的

(1) 地域の概況

男里川は、大阪府の南西部、泉南市と阪南市の市境に位置し、和歌山県との府県境に源を発する金熊寺川、宍延川、山中川の三川が府道堺阪南線付近で合流し、阪南市尾崎と泉南市男里の境で大阪湾に注ぐ、延長約 2.5 km、流域面積約 58.66 平方 km の二級河川である。

陸地部の周辺環境は住宅地や工場で占められており、河口の真北約 6 km の海上に関西国際空港のある空港島が位置している。

現在、男里川河口銃猟禁止区域（面積約 186ha）に指定されており、陸地側は、泉南市北部銃猟禁止区域（面積約 410ha）、泉南銃猟禁止区域（面積約 1,830ha）及び阪南銃猟禁止区域（面積約 348ha）の三つの銃猟禁止区域と接している。海側は、大阪湾銃猟禁止区域（面積約 23,847ha）と接している。

男里川の河口部は大阪湾唯一の自然干潟であり、潮の干満の影響を受けて生じた河口部付近の干潟には、塩生植物が豊富で、海岸生物も希少種のハクセンシオマネキを始め、ヤマトオサガニ、チゴガニ、コメツキガニ、トビハゼ、ウミニナなど数多く生息している。

男里川河口は、これら干潟生物の観察の場として貴重であるとともに、そこに生息する多様な生物を求めて、多くの野鳥が集まつてくる重要な場所であり、年間約 152 種もの野鳥が確認されている。特に、春秋の渡りの時期には、ハマシギやトウネン、オグロシギ、コチドリなどのシギ・チドリ類、冬にはホシハジロや

ヒドリガモなどのカモ類が確認されるなど、渡り鳥の集団渡来地としても重要な場所である。

男里川河口は、干潟として規模は小さいが、渡り鳥をはじめとする多くの野生動植物の生息・生育の場や移動経路として非常に重要である。また、平成 13 年 12 月には生物多様性保全の観点から環境省が発表した「日本の重要湿地 50」にも選定されるなど、大都市大阪が自然との共生のために必要なエコロジカルネットワークの主軸となるものである。

現在、府内の鳥獣保護区は、ほとんどが山林環境に設置されている。近年、湾岸部や水辺環境の保護の重要性が広く認識され、湾岸部に広く銃猟禁止区域が指定されているほか、平成 16 年 4 月に淀川全域が鳥獣保護区に指定されたところである。

男里川河口の鳥獣保護区指定は、今後、より一層水辺や湿地の環境を良好にしていくものとなる。

#### (2) 鳥獣の生息状況

環境省の呼びかけにより毎年継続して実施しているガン・カモ類の生息状況調査では、ヒドリガモ、コガモ等のカモ類約 200 羽が男里川河口に飛来しており、野鳥の集団渡来地として非常に重要な場所である。

鳥獣保護区指定にあたり実施した男里川河口を対象とした鳥類調査では、152 種の鳥類の生息が確認されており、そのうち、天然記念物のコクガンやクロツラヘラサギやカラフトアオアシシギなど環境省レッドリスト掲載種 19 種、オオタカ、コチドリなど大阪府レッドデータブック掲載種 63 種の絶滅危惧種や稀少鳥獣を記録し、府内における他の鳥獣保護区設定と比べて、著しく稀少鳥獣の占める割合が高い。

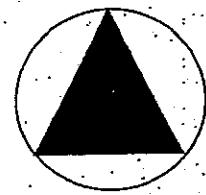
#### (3) 保護管理に関する事項

当該地域における野生鳥獣の生息状況、生息環境を把握するため、鳥獣保護員や NPO 等による野生鳥獣の生息状況調査を実施し、科学的データの収集・蓄積に努める。

担当職員や鳥獣保護員による巡視や警察と連携した密猟の取締りを実施するとともに、鳥獣保護区の境界線を明示する標識を設置するなど鳥獣保護区としての適切な管理に努める。

地域の行政機關や NPO と連携しつつ、野鳥観察など人と野生鳥獣との触れ合いの場や自然環境教育の場として学校教育等において積極的に活用されるよう普及啓発に努める。

N



男里川河口鳥獣保護区

泉南市

国土地理院発行 2万5千分の1 地形図

阪南市